

2020年度以降のキャップ&トレード制度について ーパブリックコメントの実施結果と第三期の削減義務率等の最終案ー

東京都キャップ&トレード制度
「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第8回会合
平成31年1月16日（水）8：30～10：30
第二本庁舎10階210・211会議室

第8回検討会における検討事項

第7回検討会までの検討等を踏まえ実施したパブリックコメントに寄せられた意見と、それに対する都の考え方を基に、第三期の削減義務率等の基本事項の最終案について検討を行う。

1. **パブリックコメントの実施結果（概要）について**
2. **主な御意見と都の考え方，第三期の削減義務率等の最終案について**

1. パブリックコメントの実施結果（概要）について

（1）意見募集事項

キャップ&トレード制度の第三期（2020～2024年度）の削減義務率等、次の11項目※に関する意見を募集しました。

①基準排出量	⑦低炭素熱の選択の仕組み
②削減義務率	⑧高効率コジェネの取扱い
③新規事業所の取扱い	⑨再エネクレジットの取扱い
④トップレベル事業所認定の仕組み	⑩再エネ自家消費の取扱い
⑤温室効果ガス排出量の算定のためのCO2排出係数	⑪バンキングの仕組み
⑥低炭素電力の選択の仕組み等	※検討会とは別に都側で検討を行った事項を含む。(⑤、⑦、⑧)

（2）意見募集期間と意見提出の状況

- 意見募集期間 平成30年11月5日（月曜日）から同年12月4日（火曜日）まで（30日間）
- 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送
- 意見提出総数 43事業者・団体の皆様から190件の意見が寄せられました。項目別の内訳は下表のとおりです。

①基準排出量	7件	⑦低炭素熱の選択の仕組み	12件
②削減義務率	49件	⑧高効率コジェネの取扱い	6件
③新規事業所の取扱い	19件	⑨再エネクレジットの取扱い	11件
④トップレベル事業所認定の仕組み	14件	⑩再エネ自家消費の取扱い	1件
⑤温室効果ガス排出量の算定のためのCO2排出係数	0件	⑪バンキングの仕組み	29件
⑥低炭素電力の選択の仕組み等	14件	（参考）①～⑪以外の事項への御意見	28件

※項目の分類は、一部、提出されたものから、意見の内容に最も近いと考えられるものに修正して集計しているものがある。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

※本資料では、これまでの検討会において検討してきた第三期の削減義務率等の最終案検討のため、パブリックコメントへ寄せられた主な御意見を要約して掲載しています。すべての御意見（非公表を希望したものを除く）に対する都の考え方は参考資料2のとおりです。

①基準排出量

○パブリックコメントでお示した案

- ・第三期開始前に既に削減義務の対象である事業所 ⇒第二期に適用されている基準排出量をそのまま継続
- ・第三期の途中から新たに削減義務の対象となる事業所 ⇒第一、第二期と同様の取扱いで継続
(過去の排出実績又は排出標準原単位(2005～2007年度ベース)により設定)

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

- ・第三期開始前に既に削減義務の対象である事業所は、**原案どおり、第二期に適用されている基準排出量をそのまま継続すべき。**
基準年度を変更すると、**事業者による過去の努力が正しく反映されない。**

<都の考え方>

- ・都は、第1回検討会において、現状からの取組レベルを明確化することを目指した案として、全ての事業所で新たに基準排出量を設定する案(2011年度以降の排出量の最大値から新たに基準排出量を設定する案)を提示しました。
- ・これに対して、本制度の窓口や、第3回検討会における「対象事業所等の意見を聴く会」では、「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等を求め、都の「新たな基準排出量を設定する案」に反対する御意見が寄せられました。
- ・そこで、都は、これらの事業所の皆様からの意見を踏まえ、その後の検討会において「現行の基準排出量を継続する案」も併せて提示し、検討していただきました。
- ・検討会委員の皆様からも、「対象事業所がさらなる削減を推進していく上で、取り組みやすさ、わかりやすさの観点は重要であり、いずれの基準排出量であっても、2030年からバックキャストする削減義務率の水準が同程度であるならば、「現行の基準排出量の継続」でも良いのではないか」との御意見もあり、「現行の基準排出量を継続する案」に変更してパブリックコメントを実施いたしました。
- ・検討会においていただいた御意見や、パブリックコメントへ寄せられた御意見も踏まえ、パブリックコメントでお示した「現行の基準排出量を継続する案」が妥当であると考えます。

○最終案 ⇒パブリックコメントでお示した案とします。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

②削減義務率

○パブリックコメントでお示した案

区分			第三期
I	I-1	オフィスビル等※ ¹	27%
	I-2	オフィスビル等※ ¹ のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※ ²	25%
II	工場等※ ³	25%	

※¹ オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所(区分 I-2に該当するものを除く)

※² 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※³ 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分 I-1、区分 I-2以外の事業所

* 第三期において実施する事項

- ・人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、第二期から第三期にわたる激変緩和措置として、削減義務率を2%減少
- ・第三期の途中から新たに削減義務の対象となる事業所は、原則、第二期の削減義務率を適用(経過措置有)
- ・中小企業等が1/2以上を所有する大規模事業所は、第二期から削減義務の対象外(ただし、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書の提出、公表を行う。)

(次ページに続く)

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

②削減義務率

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

➤削減義務率の水準に関する御意見

- ・第三期の削減義務率は、事業者が適切な努力で達成可能な水準に引き下げるべき。都の省エネ余地の検証は事業所の「平均値」によるものでバックキャストによる削減率を追認する性格が強く、実現可能性の検証がされていない。
- ・都の2030年目標はパリ協定に沿って引き上げるべき。それを念頭に、2030年目標及び削減義務率の妥当性を検討する機会を設け、第二期の実績を踏まえて削減義務率は十分に高いものにし、都の温室効果ガス排出削減を加速させるべき。

＜都の考え方＞

- ・都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として、第一に省エネの徹底、第二に再エネの積極的な活用によって低CO₂型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO₂排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。対象事業所の皆様からの建設的な御意見も踏まえて本制度の詳細を整備し運用してまいりましたが、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。
- ・第三期が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、さらなる削減を推進していくフェーズであると考えます。
- ・第三期の削減義務率は、2030年目標の達成に向けた大規模事業所の目標排出量からバックキャストिंगして算定したのですが、2016年度の排出実績では、約4割の事業所で既に第三期の削減義務率以上の削減を達成していただいている一方、約6割の事業所では追加削減が必要となります。
- ・これまでの検討会でお示したとおり、皆様から御提出いただいた点検表データから保守的に算定した省エネ余地を考慮しますと、これまでの省エネ対策の継続に加え、未実施の運用対策の実施、更新時期を迎えた設備機器の高効率化によって、約7割の事業所で、自らの省エネ対策によって第三期の削減義務以上の削減が可能であると見込まれます。
- ・さらに、第三期に拡充案を御提示している低炭素電力選択の仕組みや、第二期からのバンキング（総計約1,000万トンの見込み）、排出量取引を活用していただくことで、第三期の削減義務率は全ての事業所の皆様に達成を目指していただけるものと考えます。
- ・以上のことから、パブリックコメントでお示した案で取組をお願いしたいと考えます。
- ・なお、今後、「ゼロエミッション事業所」※を目指し、先進的な省エネ技術の導入や、再エネ利用拡大等によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や評価方法については、別途改めて検討してまいります。

※ 省エネ対策（建築物・設備の省エネ性能の向上、運用時の効率化等）と併せて、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用や再エネ電力の調達等により、年間CO₂排出量が正味（ネット）で限りなくゼロに近い事業所

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

②削減義務率

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方（続き）

▶削減義務率の区分等に関する御意見

- ・**冷凍冷蔵倉庫、データセンター**は、業種の特性を踏まえ、**区分Ⅱにすべき**。
- ・熱源の無い（少ない）**区分Ⅰ－2**の削減余地が区分Ⅰ－1に比べて、極めて少ないことを考慮し、**削減義務率をさらに引き下げるべき**。
- ・**電事法に関連する義務緩和は継続すべき**。

＜都の考え方＞

- ・区分は、第三期においても、第一、第二期と同様に、地域冷暖房等の熱を多く利用している熱源設備が無い（少ない）事業所（区分Ⅰ－2）及び汎用設備以外の設備が事業所全体のエネルギー消費量の大半を占める工場等（区分Ⅱ）について、その特性を踏まえ、その他のオフィスビル等（区分Ⅰ－1）とは別に分類して削減義務率を設定したものであり、妥当であると考えております。
- ・また、各区分の削減義務率については、単に第一、第二期の区分間の比率や差を横引きしているのではなく、これまでの対策実施状況や設備保有状況を基に算定した第三期までの省エネ余地の差（2ポイント）を踏まえ検討したものであり、パブリックコメントでお示した案が妥当であると考えております。
- ・2011年度に実施された電気事業法第27条の使用制限は、需要側での使用最大電力削減の順守を主目的とした罰則付きの制度です（前年夏比一律15%削減）。また、ピーク電力削減の困難性等の観点から緩和措置も取られました（一律15%の削減率を0～10%程度等に緩和（削減率が0%に緩和された事業所は、実質的には、使用最大電力の15%削減は不要））。
- ・第二期の削減義務率は2013年に検討・策定したのですが、その検討段階で、第一期の最初の3か年（2010-2012年度）における対象事業所の削減対策の状況等を分析した際に、2011年度に実施された電気事業法第27条の使用制限の影響等についても検討いたしました。そこで、都としては、使用最大電力の削減率が0%又は5%に緩和された事業所については、2011年度には一部の省エネ対策の計画的な実施が比較的困難であると社会的にも配慮されたと捉えることが適切と考えました。（なお、使用最大電力の削減（15%削減）が義務付けられた時間が長時間（東電管内は9：00～20：00）に及んだことから、実質的には、全ての事業者に省エネ対策が求められたものであったとも解釈）
- ・こうしたことを踏まえて、使用制限の程度（削減率）が0%又は5%に緩和された事業所の一部に対しては、2015年度からの第二期（「より大幅な削減を定着・展開する期間」として第一期の義務率より9ポイント上昇）での特別な配慮（限定的な対応）として、削減義務率を緩和することとしたものです。
- ・パブリックコメントでお示したように、使用制限の緩和を受けていた時点から10年以上が経過する第三期において実施しないことが妥当であると考えております。

2. 主な御意見と都の考え方, 第三期の削減義務率等の最終案について

②削減義務率

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方 (続き)

➤稼働率増加への対応に関する御意見

- ・東京オリンピック・パラリンピック等に向けて稼働率増加が見込まれるホテルについて、オーナーの努力にかかわらず、大幅な排出量増加が見込まれる。ホテルのサービス低下にも繋がりがねないため、**新たな緩和策を設けるべき。**

＜都の考え方＞

- ・都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低CO₂型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO₂排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。
- ・本制度は、単年度ごとではなく、各期5年間の中で義務達成を目指すことができる仕組みです。一時的な稼働率の変動(増減)がある場合にも、5年間での計画的な省エネ対策の実施や低炭素電力の調達、前期からのバンキングや排出量取引を活用いただくことで、義務達成を目指していただけるものと考えており、パブリックコメントでお示した案でお願いしたいと考えます。

➤テナント対策に関する御意見

- ・賃貸オフィスビルではテナントの協力が不可欠であり、**テナントの削減努力を促すための支援措置を創設すべき。**

＜都の考え方＞

- ・制度導入時に寄せられた「テナントが入居する事業所において排出量削減を実現するためには、オーナーとテナントの協力関係が不可欠である」との事業所の皆様からの御意見も踏まえ、全てのテナント事業者に対し、オーナーの省エネ対策に協力する義務を、特定テナント等事業者※には、削減対策に関する計画書(特定テナント等地球温暖化対策計画書)の作成・提出を義務付けています。
- ・さらに、2014年度からは特定テナント等事業者における省エネ対策の取組を評価・公表する仕組みを開始し、テナント事業者の更なる削減の実現を目指してきました。本仕組みの開始以降、評価が優良な特定テナント等事業者の割合は増えており、省エネに向けた取組は着実に進捗していると考えております。
- ・今後もテナント事業者の皆様の省エネ対策を継続して推進するため、評価項目(テナント点検表)について、取組実態等を反映した見直しを検討し、事業者の皆様の御協力をいただきながら、テナントビルにおける削減対策を進めてまいります。
- ・また、特定テナント等事業者の皆様の優良な取組について、省エネセミナー等を通して、他のテナント事業者へ展開する取組も継続してまいります。

※ 使用床面積が5,000㎡以上又は年間電力使用量600万kW以上のテナント事業者

○最終案 ⇒パブリックコメントでお示した案で取組をお願いいたします。

2. 主な御意見と都の考え方, 第三期の削減義務率等の最終案について

③新規事業所の取扱い

○パブリックコメントでお示した案

- ・基準排出量 ⇒第一, 第二期と同様の取扱いで継続
(過去の排出実績又は排出標準原単位(2005~2007年度ベース)により設定)
- ・削減義務率 ⇒原則、第二期の削減義務率(17%又は15%)を適用(経過措置有)

計画期間	第1計画期間					第2計画期間					第3計画期間					
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
既存事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	
新規事業所	第1計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%
	第2計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
	第3計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%
										指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%
											指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%

* 第二期の途中から削減義務の対象となった事業所に 第一期の削減義務率(8%又は6%)を適用していることや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、経過措置を設定する。

経過措置期間⇒

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

- ・最新事業所の削減余地が既存事業所と比較して少ないことに配慮し、**基準排出量は原案どおり、「過去の排出実績」に基づく方法と「排出標準原単位」に基づく方法のいずれかを選択できるようにすべき。**また、**削減義務率は、原案どおり、段階的削減義務率を設定すべき。**
- ・第三期の新規事業所には、第一、第二期と同様に、原則、**第一期の削減義務率を適用すべき(経過措置期間を5年間にすべき。)**。第四期の新規事業所には、**初年度から35%もの削減義務率が適用されてしまうことが危惧される。**

<都の考え方>

- ・新規事業所の基準排出量及び削減義務率については、御意見のとおり、新規事業所には新築が多く、一定程度、省エネ設備等が導入されると想定し、第一, 第二期と同様に一定の対応が必要と考えております。
- ・第三期の新規事業所の削減義務率は、既存事業所には、2030年目標の達成に向けた削減義務率として27%又は25%を適用する中、新規事業所には排出標準原単位(2005~2007年度排出量ベース)での基準排出量の設定も可能とした上で、第二期の削減義務率(17%又は15%)を適用するものです。また、事業所の新築においては、設計から竣工まで、一定期間、時間を要することを踏まえ、第一期の削減義務率(8%又は6%)を適用する経過措置期間も必要と考えたものであり、パブリックコメントでお示したが案が妥当と考えます。
- ・なお、第四期の削減義務率や新規事業所の取扱いについては、第四期開始前に検討の上、決定してまいります。

○最終案 ⇒パブリックコメントでお示した案とします。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

④ トップレベル事業所認定の仕組み

○パブリックコメントでお示した案

- ・削減義務率の減少 ⇒第一、第二期と同様の取扱いで継続
(トップレベル事業所は削減義務率を1/2に減、準トップレベル事業所は削減義務率を3/4に減)
- ・2020年度から適用する認定基準 ⇒LED照明等の性能向上の考慮等を実施
- ・第二期の途中でトップレベル認定を受けた事業所の認定効果 ⇒「認定後、5年間」とする。

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

- ・削減余地が極めて少ないと認定された事業所は、**削減義務率をゼロとする制度を創設すべき。**
- ・**認定基準が煩雑で極めて申請コストが高いことが根本的な問題。環境認証（例えば、CASBEE、LEED等）の取得を評価するなど、事業所の実態を十分に踏まえた簡素化や低廉化を図り、事業者の努力が正しく評価できるよう制度の改善を図るべき。**
- ・認定取得に向けた準備は複数年に及ぶ場合があり、**認定基準変更の公表時期について検討いただきたい。**

<都の考え方>

- ・トップレベル事業所の皆様には、地球温暖化対策を牽引する先進的な取組等により、他の事業所と同様に大幅削減を進めていただき、心より感謝申し上げます。第三期が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、さらなる削減を推進していくフェーズであり、トップレベル事業所の皆様におきましても、省エネの継続と再エネ利用拡大（低炭素電力の選択等）により、更なる削減を目指していただきたいと考えております。
- ・なお、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指し、先進的な省エネ技術の導入や、再エネ利用拡大等によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や評価方法については、別途改めて検討してまいります。
- ・本仕組みは、削減義務率の減少という大きなインセンティブを与えるものであり、きめ細かく評価項目を規定するとともに、評価項目への適合を正確に審査するため、様々な根拠資料の作成や提示をお願いしています。これまでも負担軽減に関する御意見をいただき、手続の簡素化等を行ってまいりました。第三期に向けて、審査結果に影響ない範囲において、提出書類や様式の簡素化等、見直しを進めてまいります。
- ・トップレベル事業所の認定では、設計思想だけでなく、環境性能を正しく引き出す運用等についても評価の対象としております。環境認証制度にはそれぞれの制度目的があり、単純に本認定基準に引用、評価できない事情がございますが、第三期において、他の環境認証を取得している場合に加点を付与する等の評価項目の新設を検討してまいります。
- ・なお、第三期の認定基準の見直しにつきましては、これまでの制度運用の中でいただいた御意見等に加え、今回いただいた御意見も踏まえて検討してまいります。改訂後のガイドラインにつきましては、決定次第、速やかに公表いたします。

○最終案 ⇒パブリックコメントでお示した案とします。（認定基準については、今年度末に向けて継続して検討してまいります。）

2. 主な御意見と都の考え方, 第三期の削減義務率等の最終案について

⑥低炭素電力の選択の仕組み等

○パブリックコメントでお示した案

<低炭素電力>

- ・国が推進する「FIT制度導入により生まれた環境価値（非化石価値証書※¹等）を活用した電力」も、再エネを活用した電力と位置付け
- ・電気事業者が供給する「電力メニュー」も対象に追加（ただし、「当該電気事業者が都内に供給する電力全体の排出係数が都認定基準（0.37[t-CO₂/千kWh]※²）以下」であることが条件）
- ・CO₂排出係数※³が都認定基準（0.37[t-CO₂/千kWh]※²）以下の低炭素電力の調達時には、削減量として全量算定（第二期で設定していた「低炭素電力調達時に算定できる「削減量」の活用上限」を撤廃）
- ・再エネ電源割合の高い電力（30%以上）の調達時には、削減量の追加が可能（追加付与）

※¹ 非化石価値証書は「再エネ指定」に限定。今後、証書に関して、電源種別の情報が証明できるようになった際は、国の議論等を踏まえ検討

※² 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界2030年の自主目標値

※³ CO₂排出係数は、「基礎排出係数」（実際の電源構成に基づく排出係数）と「調整後排出係数」（基礎排出係数にFIT制度に伴う環境価値等の調整及び非化石価値証書等の環境価値利用を反映した排出係数）のいずれか低い方の値で判断

* 削減量の算定方法

$$\begin{array}{c} \text{排出係数差による削減量} \\ \text{認定事業者からの低炭素電力調達量} \times \left(\text{第3期固定係数 (0.489)} - \text{認定事業者の電力排出係数} \right) + \\ \text{再エネ電源割合による削減量} \\ \text{認定事業者からの低炭素電力調達量} \times \text{第3期固定係数 (0.489)} \times \text{再エネ電源割合 (30\%以上)} \times 0.25 \end{array}$$

<高炭素電力>

- ・「高炭素電力」を調達した場合には、「排出量」として算定し、事業所の排出量に加える。（第二期の仕組みを継続）
- ・CO₂排出係数※³が0.70[t-CO₂/千kWh]以上である電力を「高炭素電力」と位置付け（第二期の水準を継続）

※CO₂排出係数は、「基礎排出係数」（実際の電源構成に基づく排出係数）と「調整後排出係数」（基礎排出係数にFIT制度に伴う環境価値等の調整及び非化石価値証書等の環境価値利用を反映した排出係数）のいずれか低い方の値で判断

* 排出量の算定方法

$$\text{認定事業者からの高炭素電力調達量} \times \left(\text{認定事業者の電力排出係数} - \text{第3期固定係数 (0.489)} \right)$$

2. 主な御意見と都の考え方, 第三期の削減義務率等の最終案について

⑥低炭素電力の選択の仕組み等

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

➤低炭素電力の選択を評価する仕組みへの御意見

- ・本仕組みを第三期においても継続することに賛同する。
- ・省エネルギー対策への取組の継続に加えて、再生可能エネルギーの利用拡大を推進していく方針に賛同。エネルギー使用量を削減していくことを大前提とすることで、電源に関わらずCO₂排出量を削減できると考える。
- ・電力選択の際に対象事業所が重要視するのは、電力の価格と質であり、**選択肢と検討時間が十分に確保されなければならない**。都は電気供給事業者の認定を速やかに行って公表するとともに、**本制度の詳細等を早期かつ分かりやすく対象事業者へ周知すべき**である。
- ・電力の多消費事業者は、低炭素電力調達のコスト負担が大きい。コスト面での補助が無ければ切替が進められないため、本仕組みのインセンティブを受けにくく、かつ、非常に厳しい削減義務率を課されることとなる。

＜都の考え方＞

- ・御意見のとおり、対象事業所の「低炭素電力」の選択行動を促進する観点から、第三期においても、第二期と同様の取扱いで継続することが妥当であると考えます。
- ・低炭素電力事業者の認定・公表の時期については、対象事業所の皆様が電力選択を検討する期間を十分に確保する観点から、可能な限り早期に認定・公表を行えるよう努めてまいります。また、仕組みの詳細についても、事業者の皆様が理解しやすい方法について検討し、制度説明会等において速やかに周知してまいります。
- ・低炭素電力は電力供給事業者ごとに電源構成等（排出係数、再エネ割合等）が異なり、調達に係るコストも様々であると考えます。本制度の義務達成の手段は、事業所の設備の更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、柔軟に判断、選択いただくことができるものであり、自らの事業所の省エネ対策や排出量取引に加え、本仕組みの活用も、その選択肢の一つになるものと考えております。

(次ページに続く)

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

⑥低炭素電力の選択の仕組み等

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方（続き）

➤低炭素電力等の認定基準等に関する御意見

- ・低炭素電力の要件は、電気事業低炭素社会協議会が自らの2030年の目標として示している「0.37t-CO₂/千kWh」にそろえるべき。
- ・消費者への誤認を避けるために、排出係数はFIT電気を全電源平均係数で加算する「調整後排出係数」を記載することが望ましいとされている。**認定に用いるCO₂排出係数は、調整後排出係数に限定するべき。**
- ・非化石価値証書を活用した電力が追加されることについては、現状、再生可能エネルギー電力調達の選択肢が極めて少ないことを考慮すると、容認せざるを得ない。一方、非化石価値証書は、現時点では、**電源の種類や持続可能性等について確認ができず、企業にとっても活用が難しい** 選択肢である。**将来的にもこの状態が続くことは望ましくないため、都が改善を求めていることを明確にするべきである。そのため、一定の猶予期間を過ぎた後は、電源の種類や持続可能性等について確認できることを条件としてはどうか。**
- ・低炭素電力の選択を促す仕組みだけでなく、**高炭素電力の選択を回避させる仕組みも必要**。現行の高炭素電力基準「0.70t-CO₂/千kWh」では石炭火力を選択しないという判断にはつながらないため、「0.60t-CO₂/千kWh」程度に見直して、ペナルティ導入などを検討するべき。

＜都の考え方＞

- ・第三期の仕組みでは、第二期の電源重視（FIT再エネを含む基礎排出係数で評価）の考えを踏襲しつつ、昨今の環境価値利用等における電力選択の多様化への対応として、新たに調整後排出係数を評価に加える案を提示しております。電気事業を取り巻く需給両面の変化を踏まえ、本仕組みの目的である再エネ利用の喚起及び新たな再エネ電源の創出に向けては、パブリックコメントでお示した案が妥当であると考えます。
- ・また、本仕組みは、再生可能エネルギーの利用を喚起し、新たな再エネ電源の創出を促すことを目的としており、再エネ電源割合の評価の対象とする電源は、今後導入が見込まれるものを対象に考えております。
- ・非化石価値証書の取扱いについては、今後、電源種別の情報等が証明できるようになった際に、今回いただいた御意見や国の議論等を踏まえ、電源の種類や持続可能性等について確認できることを条件にすることを検討してまいります。
- ・高炭素電力の要件は、第二期より、石炭火力発電の中でも最も高効率なIGCC（石炭ガス複合発電（排出係数[0.71t-CO₂/千kWh]程度））も該当するレベルに設定しています。現在のIGCCの水準も同程度であるため、パブリックコメントでお示したとおり、現行の基準（[0.70t-CO₂/千kWh]以上）に該当する高炭素電力を調達した場合に、排出量に加えて算定する取扱いを継続する案が妥当であると考えます。
なお、電力全面自由化以降、高炭素電力の要件[0.70t-CO₂/千kWh]を超える事業者も存在しています。

○最終案 ⇒パブリックコメントでお示した案とします。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

⑨再エネクレジットの取扱い、⑩再エネ自家消費の取扱い

○パブリックコメントでお示した案

<再エネクレジット>

太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW以下）、バイオマス（バイオマス比率が95%以上のものに限る。黒液を除く。）

認証電力（熱）量×第三期の固定係数 × 1.0倍換算

<再エネ自家消費>

自らの事業所内に設置した再エネ発電設備で発電した電気を、当該事業所内で使用（自家消費）した場合（再エネクレジット等により当該自家消費分の環境価値を他人に移転する場合を除く。）、排出量の算定において、その削減効果を「1.5倍」して排出量から減ずることができる。

自家消費量×第三期の固定係数 × 1.5倍換算

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

・再エネクレジット価格は依然として高額であり、インセンティブが必要。バイオマス以外の換算値は、現行どおり「1.5倍換算」とすべきである。

<都の考え方>

・太陽光等の再エネクレジットの換算率を「1.0倍」に変更することは、再エネの発電コストが低減してきていることや再エネ利用の選択肢が多様化してきているなど、電気事業を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ提示したものであり、パブリックコメントでお示した案が妥当であると考えます。

○最終案 ⇒パブリックコメントでお示した案とします。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

⑪ バンキングの仕組み

○パブリックコメントでお示した案

・現行の仕組みと同様に、超過削減量やオフセットクレジット等を翌計画期間に繰り越して、自らの削減義務の不足量への充当や、他事業所との排出量取引に利用することができる。

* 早期削減を促す観点から、制度開始当初からバンキングの仕組みを導入。同時に、継続的な追加削減を推進する必要もあり、バンキングを無制限に認めることは、後期における追加的な実削減への影響が懸念されることから、バンキングは「翌計画期間までに限り」可能とする。

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

➤バンキング可能な期間に関する御意見

・バンキングの利用期限を撤廃すべきである。

(理由)

・制度としての一貫性がない点で問題。第一期から第四期を通じ、基準排出量はあくまで当初から変えない訳であるから、削減実績は最後の第四期まで残すべきである。

・比較的余裕のある第一期から第二期ではバンキングが活用されない一方、削減義務が厳しくなる第三期から第四期では活用したいにもかかわらずバンキングが消失しているため活用できないという mismatch が起きる。このような非効率な仕組みこそが事業者の取組み意欲を削ぐ。バンキングが無駄にならず有効に活用される仕組みとしてほしい。

・クレジット価格は下がり続け、早期削減を行った事業者はそのインセンティブを得られないまま第一期の大半のクレジットが失効する。早期削減を促すためと理解はしているが、制度開始当初から取り組んできた事業者の努力が報われない。

・クレジットは削減努力の成果の結実であり資産である。資産は時間経過により減失することがあってはならない。「資産が無価値になるのであれば、削減努力よりもまずは使い切った方が良い」とも判断され、「追加的な実削減へ向けた対策実施を促すこと」には相反する。

・大幅な排出削減が期待できる設備投資として、熱源機器、空調機、LEDの更新等があるが、それらの更新時期は約15年（実務上、税法上）であり、バンキングの有効期間が翌期までというのは整合性に欠ける。

・バンキングの目的は、総量削減目標の達成のための「削減量にムラが出た際の平準化」である。長期計画の投資によって創出されたクレジットが短期（次期までの期間）に消滅すれば、平準化の手法を失ってしまう。

・一斉にクレジットが売却され・消滅すると、取引価格のボラティリティが増大し、トレードが成り立たなくなる恐れがある。また、クレジット価格が省エネや技術革新による二酸化炭素限界削減費用、及び設備投資費用を下回る状況が続くと、省エネ・技術革新を阻害する可能性がある。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

⑪ バンキングの仕組み

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方（続き）

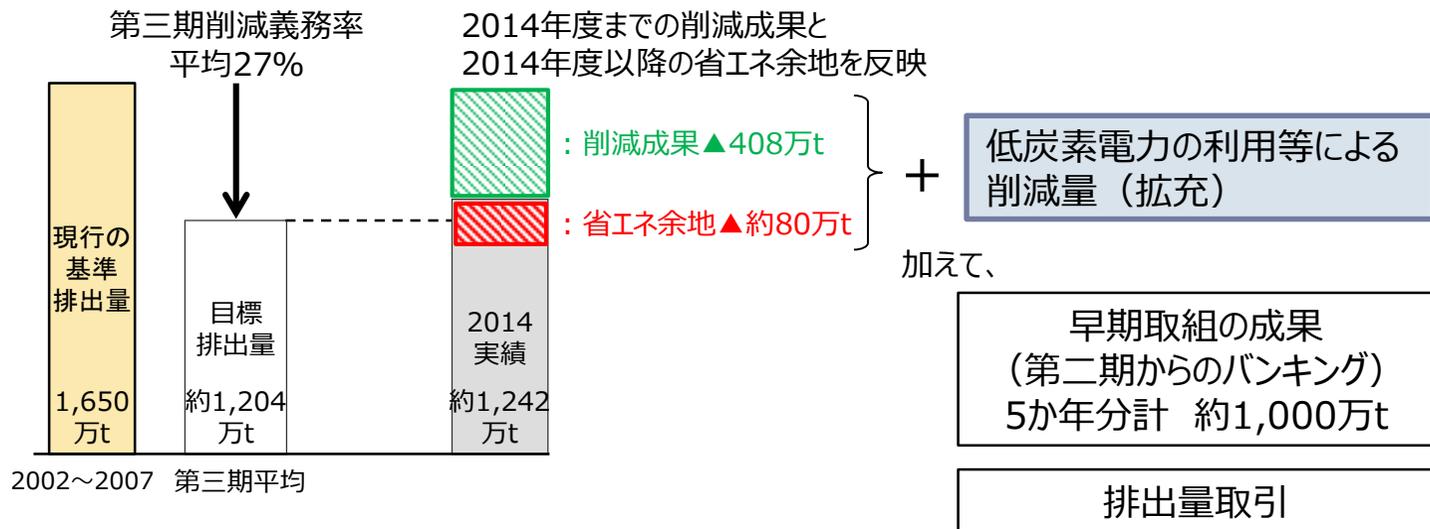
<都の考え方>

- ・本制度は、単年度ごとではなく、各期5年間の中で義務達成を目指すことができる仕組みです。さらに、当期の削減義務率以上に削減を進める「早期削減」を促進する観点から、早期の省エネ投資等の成果（超過削減量等）を当期の排出量取引だけでなく、翌期の自らの削減義務の達成や排出量取引にも活用できる「バンキングの仕組み」を、制度開始当初より導入しています。
- ・一方、「早期削減」を促すと同時に、低炭素・脱炭素社会の実現に向けて「継続的な追加削減」を推進していただく必要もあります。「当期の超過削減量を削減義務率が上昇する翌期にも利用できる仕組み」であるバンキングは、「翌期の実削減が削減義務未満であっても義務達成を可能とするもの」でもあることから、後期における追加的な実削減への影響も考慮し、制度導入当初より、「翌期に限る仕組み」としております。
- ・多くの対象事業所の皆様は、制度導入が決まった2008年度以降、意欲的に「早期削減」に取り組み、対象事業所全体では、第一期初年度の時点で既に第一期の削減義務率を上回る基準比10%削減を達成していただきました。
- ・2011年の震災後も無理のない賢い節電にシフトしながら、大きくリバウンドすることなく削減を継続していただいております。その結果、第一期には9割もの事業所が取引をせず自らの削減対策で義務を達成し、約8割の事業所が既に第二期の削減義務率以上の削減を達成していただいております。
- ・このような大幅削減を達成された事業所の皆様からは、「第二期も削減不足にならないため、第一期の超過削減量が使えないまま消滅する。これまで取組を進めてきた事業者の努力が報われない。」等の理由から、「バンキングを無期限に認めるべき」との御意見をいただきました。
- ・対象事業所の皆様の「早期の投資等による削減成果を第三期以降にも反映すること」については、皆様からの御意見や検討会における議論も踏まえ、「新たな基準排出量を設定する案」を「現行の基準排出量を継続する案」に変更してパブリックコメントを実施しました。
- ・また、これまでの制度運用において、対象事業所の皆様から本制度の超過削減量等のクレジットを本制度外でも利用したいとの御意見をいただいたことも踏まえ、本年度より、超過削減量及び中小クレジットを本制度外においてもCSR目的等で利用していただけるよう、新たな仕組みも導入いたしました。今後、これらに加え、再エネクレジット等についても同様に本制度外で利用できるよう、対応してまいります。
- ・第三、第四期には、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えた新たなステージとして、省エネの継続に加え、再エネ利用拡大によって、さらなる追加削減を期待するフェーズと考えています。
- ・以上のことから、これまでのバンキングに対する考え方に基づき、第三期においてもバンキングは翌期までとする案で、事業者の皆様にご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

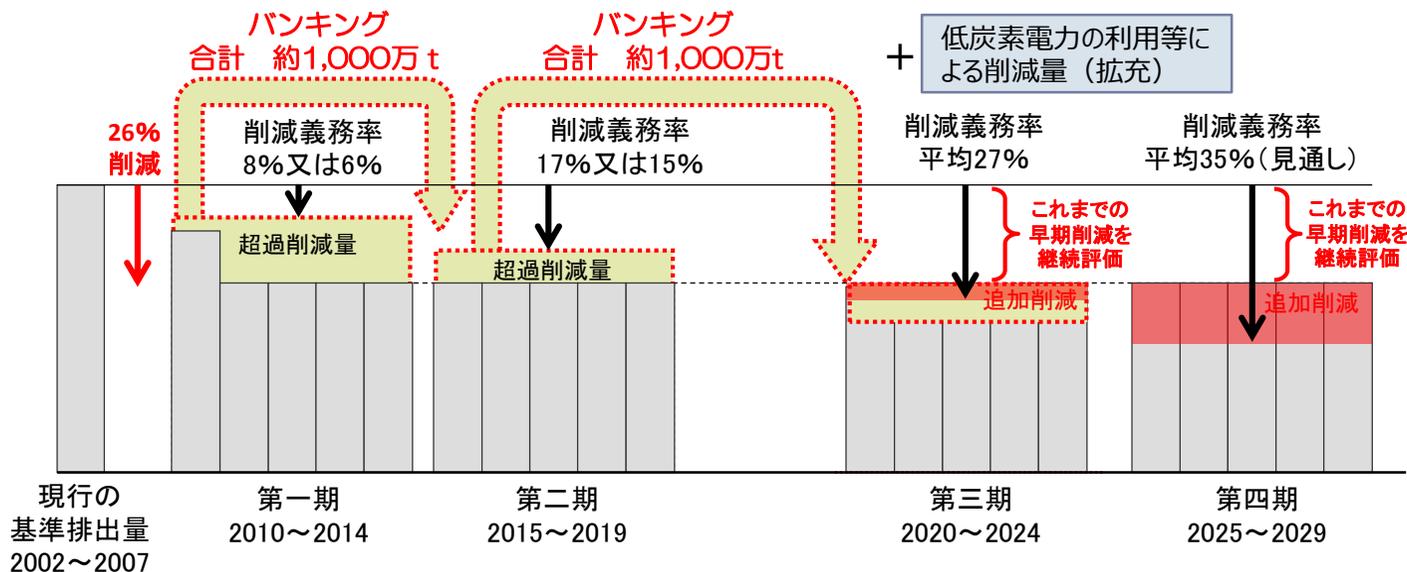
2. 主な御意見と都の考え方, 第三期の削減義務率等の最終案について

第6回検討会資料より抜粋して掲載

○第三期の目標排出量と総排出量の比較



○現行の基準排出量を継続する場合のイメージ (削減実績26%程度が継続した事業所の例)



2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

⑪ バンキングの仕組み

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方（続き）

➤その他の御意見

- ・**ポローイング制度**（当該期間で削減目標を達成できない場合であっても、翌期で見込まれる削減分の一部を前借して義務履行する制度）を創設すべきである。事業所では、そのライフサイクルに応じて、一定の間隔で大規模な設備更新などが求められるという特徴を持つが、**前倒しを求めるだけでなく、15年、20年の周期で行われる設備更新を促進するにしても計画的な対応を可能にする制度が必要**。
- ・原案のとおり翌期までに限った場合、消滅するクレジットが累計で大量となっていく。継続して每期処理をする必要があるなど、**事業所にとって初めての手続きが発生するだけでなく、資産への影響など、様々な影響が想定**。都においては、**クレジットの制度外利用の迅速な拡大（他市場への売却を可とする等）、クレジット価格・取引状況の把握と検証、期限到来前の周知と相談窓口の設置等を、責任をもって行う必要がある**。

<都の考え方>

- ・早期削減を推進する観点からも、ポローイングの仕組みは、現行どおり、導入しないことが妥当であると考えております。本制度は、単年度ごとではなく、各期5年間での達成を義務付ける仕組みです。また、更新時期を迎えた設備の高効率化や運用対策の徹底、再エネ設備の導入、低炭素エネルギーの調達などの方法によって自らの事業所で削減を行うことに加え、排出量取引で削減量を調達していただくこともでき、事業所の設備の更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択いただくことができます。
- ・都は、2018年4月より、本制度の超過削減量等のクレジットを制度外でも利用できるようにする新たな仕組みを導入しておりますが、本仕組みや必要な手続について、ガイドラインや排出量取引セミナー等において、事業所の皆様への御案内を進めております。今回いただいた御意見も踏まえ、できるかぎり事業所の皆様の御負担を軽減できるよう、今後とも、クレジット価格や取引状況の把握及び情報提供、期限到来前の事業所の皆様への周知、窓口における相談対応等、責任をもって取り組んでまいります。

- 最終案** ⇒パブリックコメントでお示した案で御協力をお願いいたします。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

(参考) ①～⑪以外の事項への御意見

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方

➤ 検討の進め方に関する御意見

- ・ 検討会は、専ら制度設計について論じる場であり、**事業所の事務的・経済的負担に光を当てた検討がなされていないことは大変遺憾**。事業所の声を踏まえ、**事務的負担の軽減を意図した具体的な検討を速やかに行うべき**である。従前より厳格な制度であるが故の手続き面の非効率性が指摘されており、事業所は厳しい環境の中で限られた原資・人員で対応を行っていることから、**負担軽減策は必須**である。
- ・ 検討会は主に学識委員で構成されており、**事業所の声を届けるヒアリングも1回開かれたのみ**であった。今後の検討においては、**検討会に事業所の代表を参加させる等、より事業所に寄り添った議論を行っていくべき**である。
- ・ 本制度は大規模事業所の所有者に対し、**経営上の多大な負担（場合によっては、排出量の強制的・罰則的買取という負担）を負わせる制度**である。制度の重要事項を決定するにあたっては、**負担者である事業者の意見を、最大限に取り入れるべき**である。

＜都の考え方＞

- ・ 「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」は、条例の規定に基づき、「削減義務率の決定又は変更に当たり専門的知識を有する者の意見を聴くこと」を主な目的として設置しているものであり、こうした検討会の性格から、委員は、削減義務率の検討に必要な専門的知識を有する方（環境、経済、建築設備等の専門的知識を有する学者・研究者）で構成し、削減義務率に関する事項を中心に検討しております。
- ・ 今回の検討会では、検討会委員の皆様が第三期の削減義務率等を検討する上で、事業所の皆様の実情等を聴くため、第3回会合において、意見表明の機会を設定いたしました。また、これまでの制度運用や今回の検討過程においても、常時、電話やメール、相談窓口等で事業所の皆様から直接御意見を伺ってきたほか、お申し出があれば、直接、意見交換も行わせていただき、そうした御意見を事務局案へ反映できるよう、努めてまいりました。こうした中で、当初都が提示した「新たな基準排出量を設定する案」について、「現行の基準排出量を継続する案」に変更する案を併せて検討会に提示し、検討会委員の皆様からの御意見も踏まえ、パブリックコメントにおいても同案をお示しする対応を行ってきたところです。
- ・ また、これまでの制度運用の中でも、事業所の皆様から事務手続等の負担軽減を求める御意見が寄せられており、提出書類の省略化や地球温暖化対策計画書作成を簡素化するためのシステム機能の新設など、負担軽減を図るための手続等の見直しを、随時行ってまいりました。今回、パブリックコメントの中でもお示している変更手続や提出書類作成の更なる簡素化等について、今後も継続して検討、実施してまいります。
- ・ 併せて、事業所の皆様からの要望を受けて、無料の省エネ診断等の支援策にも取り組んでおりますが、今後も事業所の皆様の御要望も伺いながら、これらの取組に継続して取り組んでまいります。
- ・ 今後も、事業所の皆様の御意見を伺いながら、制度への御理解、御協力をいただけるよう努め、制度検討や運用を着実に進めてまいります。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

(参考) ①～⑪以外の事項への御意見

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方 (続き)

➤本制度に関する御意見

・キャップ&トレード制度のような規制的施策とは異なる、事業者が自主的に削減を進める意欲を喚起するインセンティブ（早期に2030年削減目標に到達した事業所への優遇措置等）を設けるべき。

<都の考え方>

- ・都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低CO₂型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO₂排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。
- ・本制度の導入に当たっては、ステークホルダーミーティングを開催するなど、事業所の皆様と多くの建設的な議論、意見交換を重ねながら、制度導入を決定しました。また、事業者の皆様からの御意見、御要望を受けてトップレベル事業所やテナントの仕組みを導入する等、皆様と共に制度を構築してまいりました。
- ・パリ協定が目指す「実質ゼロ」に向けて、脱炭素を目指す取組が求められる中、都も資源エネルギーを大量に消費する世界有数の大都市として、「ゼロエミッション東京の実現」に向けた取組を推進していくことにしています。それらを踏まえ、第三期が始まる2020年度以降の制度の検討に当たっては、都内事業所の将来の目指す姿として、「ゼロエミッション事業所の実現」を示し、そこに向けた第三期以降の制度を「2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであるとの考えをお示したところです。
- ・第三期以降も、CO₂排出総量の削減に向けた実効性のある制度として、対象事業所の皆様の御理解、御協力いただけるよう努め、本制度を着実に運用していくとともに、トップレベル事業所認定の仕組みや低炭素電力の調達を評価する仕組みの拡充等によって事業所の皆様の更なる削減行動を喚起してまいります。
- ・なお、いただいた御意見も踏まえ、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指し、先進的な省エネ技術の導入や、再エネ利用拡大等によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や評価方法について、別途改めて検討してまいります。

2. 主な御意見と都の考え方、第三期の削減義務率等の最終案について

(参考) ①～⑪以外の事項への御意見

○パブリックコメントに寄せられた主な御意見と都の考え方 (続き)

➤ 他分野での取組等に関する御意見

- ・厳しいキャップ設定により再エネ拡大を図ろうとすることは制度の趣旨になじまない。削減義務の水準は事業者の取組を促すような水準に設定すべきであり、再エネ促進方策として用いることにより、目標が非現実的なものとなることは容認できない。
- ・温室効果ガス排出総量削減は、都民や事業者等をはじめとする関係者が一体となって取組むべき重要な課題である。東京都環境基本計画に定められている2030年の削減目標の達成のためには、大規模事業所の削減努力も必要ではあるが、都全体の排出量削減を進めなければならない。業務産業部門だけではなく、運輸・家庭部門等の取り組みも積極的にすすめて、速やかに実効性のある施策を講じるべきである。
- ・都の業務・産業部門のうち中小規模事業者によるものは約6割を占め、この分野の大幅排出削減は重要である。本制度開始からこれまで8年間の知見とキャップ&トレード制度の実績を踏まえ、対象を中小事業者に順次拡大して削減の深掘りを進めるべき。

＜都の考え方＞

- ・都は2007年度に「東京都気候変動対策方針」を策定し、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、大都市として低CO₂型都市への転換を目指すため、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によりCO₂排出総量の削減を義務付ける本制度を導入いたしました。本制度の運用にあたりましては、対象事業所の皆様からの大きな御協力のもと、削減に取り組んでいただいているところです。
- ・排出量の削減には、需要側のエネルギー使用量の削減とともに、供給されるエネルギーの低炭素化（再エネ）が重要です。第三期が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」により、更なる削減を推進していくフェーズであると考えます。
- ・今回提示している第三期の削減義務率は、都の2030年目標の達成に向けた必要な大規模事業所の目標排出量から算定したものです。これまで実施されてきた省エネ対策を推進していただくことに加え、パリ協定を踏まえた「脱炭素」の動きを捉え、RE100等、再エネ利用を進めていく事業所の皆様の取組を評価することが、再エネ利用拡大にもつながるものと考え、低炭素電力選択の仕組みの拡充（再エネ電力の調達を上限なく評価する等）等を御提示したものです。
- ・御意見のとおり、都の2030年目標の達成には、大規模事業所のみならず、同じ業務・産業部門における中小規模事業所や、運輸部門、家庭部門の各部門においても対策を進めていくことが重要であると、都としても考えております。このため、都は、次世代自動車（ZEV）の普及促進や、LED照明の普及等による住宅の省エネ性能向上の推進など、運輸部門、家庭部門においても様々な取組を進めているところです。今後も、引き続き、各部門でより実効性のある対策を推進してまいります。
- ・中小規模事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所）については、その規模等を踏まえ、総量削減を義務付けるのではなく、自主的取組を促す地球温暖化対策報告書制度の対象として、取組を進めてまいりました。御意見のとおり、都の2030年目標達成に向けて、中小規模事業所の取組も一層促進する必要があります。そこで、2020年度以降には、中小規模事業所の取組を評価・公表する仕組みを導入するほか、再エネ利用拡大を図るため、再エネ利用に関する報告を義務付け評価に反映していく等、都の2030年目標の達成に向けて制度を強化し、引き続き実効性ある中小規模事業所対策を推進してまいります。